

# 住民税の申告表

「」としも市民税・県民税の申告時期がまいりました。

この申告は、市民税・県民税の課税資料ならびに所得証明・納税証明など諸証明事項の基礎となる大切なものです。

忘れずに正しい申告をして下さい。

申告書の提出は三月十五日までですが、市税務課では、次の日程により各地区ごとに「申告相談会場」を設けて、申告書の記載などについてご相談や申告を受け付けます。

## ○申告をしていただくかた

1. 事業所得（営業・農業・その他の事業）配当所得・不動産所得・利子所得・雜所得等のあつた人
2. 給与所得のほかに所得のある人や、給与を二ヵ所以上から受けている人
3. 給与所得のみの人で次に

該当する人  
(ア)、勤務先から給与支払報告書の提出がなされていない人  
(イ)、雑損控除・医療費控除を受けられる人

4. 昭和五十九年中に退職した人  
5. その他所得のある人で、所得税の確定申告をする必要のない人  
6. 都留市に住所がなく、家屋敷・店舗・事務所・事業所等を有する人

## ○申告にお持ちいただくもの

1. 印鑑・ハガキ（相談日を通知したハガキ）
2. 昭和五十九年中（一月一日から十二月三十一日）の所得のわかるもの  
(ア)、給与所得者は給与支払報告書（すでに市へ提出している人は除く）または事業主の証明書（日数・日給・年間所得額）  
(イ)、営業所得者・不動産所得者等は、収支のわかる帳簿等、農業所得者の場合は実際に耕作した田畠の作付面積、収入金

(ウ)、生命保険料・個人年金保険料の領収書または証算する種目は、養蚕・果樹・しいたけ・畜産（乳牛・養豚・養鶏等）  
(エ)、医療費の領収書、保険料などで補てんされた金額  
(オ)、学生は学生証か在学証等があつた場合は、税務課に

明書  
届け出をして下さい。  
(イ)、医療費の領収書、保険料などで補てんされた金額  
(エ)、学生は学生証か在学証等があつた場合は、税務課に  
各納税組合で、組合長が替つたり、組合員の加入や脱退

お願い

時間：9時30分～4時

地 区	会 場	月 日	対 象 地 区	課税方式で所得金額を計算する種目は、養蚕・果樹・しいたけ・畜産（乳牛・養豚・養鶏等）	
				盛 里	盛 里 公 民 館
市内全地区	宝	2月16日(土)	馬場・神門・久保・曾雄・大平	宝	上大幡青年会館
旧 下 谷	田 野 倉 公 民 館	2月18日(月)	日影・日向・上手	田 野 倉 公 民 館	四日市場・月見ヶ丘
開 地	都留市農協禾生支所	2月20日(水)	厚原・平栗・加畑	都留市農協禾生支所	上大幡・高畠
旧 上 谷	市役所大會議室	2月21日(木)	金井・中津森・下大幡	市役所大會議室	四日市場・月見ヶ丘
東 桂	市役所税務課	2月22日(金)	田野倉・小形山・大原	市役所税務課	古川渓・井倉・川茂
東 桂	十日市場公民館	2月25日(月)	所得税市受付対象者	十日市場公民館	上夏狩・下夏狩
東 桂	鹿 留 公 民 館	2月26日(火)	所得税署出張相談	鹿 留 公 民 館	古渡・沖・宮下
東 桂	公 民 館	2月28日(木)	所得税申告相談	公 民 館	上夏狩・下夏狩
東 桂	上 夏 狩 公 民 館	3月1日(金)	市役所税務課	上 夏 狩 公 民 館	桂町・蒼竜峠
東 桂	上 夏 狩 公 民 館	3月4日(月)	所得税市受付対象者	上 夏 狩 公 民 館	上 夏 狩 公 民 館
農村環境改善センター	桂町・蒼竜峠	3月5日(火)	所得税市受付対象者	農村環境改善センター	上 夏 狩 公 民 館
市役所税務課	三 吉	3月6日(水)	所得税市受付対象者	三 吉	三 吉 地区全域
市役所税務課	玉 川 公 民 館	3月7日(木)	所得税市受付対象者	玉 川 公 民 館	田原二丁目～田原四丁目・上谷二丁目～上谷三丁目
市役所税務課	上 谷	3月8日(金)	所得税市受付対象者	上 谷	田原三丁目～上谷六丁目・川棚・上谷
市役所税務課	上 谷	3月9日(土)	所得税市受付対象者	上 谷	中央一丁目～中央四丁目・上谷二丁目～上谷三丁目
市役所税務課	上 谷	3月10日(日)	所得税市受付対象者	上 谷	中央一丁目～中央四丁目・上谷二丁目～上谷三丁目
市役所税務課	上 谷	3月11日(月)	所得税市受付対象者	上 谷	中央一丁目～中央四丁目・上谷二丁目～上谷三丁目
市役所税務課	上 谷	3月12日(火)	所得税市受付対象者	上 谷	中央一丁目～中央四丁目・上谷二丁目～上谷三丁目
市役所税務課	上 谷	3月13日(水)	所得税市受付対象者	上 谷	中央一丁目～中央四丁目・上谷二丁目～上谷三丁目
市役所税務課	上 谷	3月14日(木)	所得税市受付対象者	上 谷	中央一丁目～中央四丁目・上谷二丁目～上谷三丁目
市役所税務課	上 谷	3月15日(金)	所得税市受付対象者	上 谷	中央一丁目～中央四丁目・上谷二丁目～上谷三丁目
地区の指定日に相談を受けなかつた方					